



平成 19 年 12 月 12 日

各 位

埼玉県加須市南小浜 509 番地 1  
会社名 株式会社 桜家住宅  
代表者名 代表取締役社長 黒須新治郎  
(コード番号：1413 名証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 加藤進久  
電話番号 (0480) 65 - 8565 (代表)

## 子会社の会社分割（新設分割）に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社桜家住宅つくばは、平成 19 年 12 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 20 年 2 月 1 日付にて同社の建築工事の請負、設計、施工及び監理に係る栃木県全域での事業を会社分割し、その事業を新たに設立する株式会社桜家住宅とちぎに承継することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の通期の連結業績予想につきましては、影響はありません。

### 記

#### 1. 会社分割の目的

株式会社桜家住宅つくばの栃木県全域における建築工事の請負、設計、施工及び監理事業を分社化することにより、より一層地域に密着した運営体制を確立し、競争力の向上と効率化を図ることを目指すことといたしました。

#### 2. 会社分割の要旨

##### (1) 分割の日程

分割計画承認取締役会	平成 19 年 12 月 12 日
分割の予定日（効力発生日）	平成 20 年 2 月 1 日（予定）
新設会社設立登記日	平成 20 年 2 月 1 日（予定）

本件会社分割については、会社法第 805 条の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

##### (2) 分割方式

株式会社桜家住宅つくばを分割会社とし、新設会社（株式会社桜家住宅とちぎ）を承継会社とする新設分割（簡易分割）といたします。

##### (3) 株式の割当て

会社分割に際して新設会社が発行する普通株式 1,000 株のすべてを、株式会社桜家住宅つくばに対して割当て交付いたします。

当該株式全部を分割期日前日最終の株式会社桜家住宅つくばの株主名簿に記載された株主（株式会社桜家住宅）に対して、剰余金として配当いたします。

##### (4) 分割により増加または減少する資本金等

分割により増加または減少する資本金等はありません。

(5) 会計処理の概要

分割会社の資産及び負債は、新設会社においても、分割会社における当該資産及び負債の適切な帳簿価格にて計上されます。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、分割の効力発生日に分割会社が分割する事業に関して有する資産、債務及びこれに付随する一切の権利義務を承継するものとします。

なお、債務の承継については重畳的債務引受の方法によるものといたします。

また、分割の効力発生日において本事業に従事する従業員との間の雇用契約を承継します。

(7) 債務履行の見込み

分割会社及び新設会社が、本件分割後に負担すべき債務の履行の確実性に問題がないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

(1) 商号	株式会社桜家住宅つくば (分割会社)	株式会社桜家住宅とちぎ (新設会社)
(2) 事業内容	建築工事の請負、設計、施工及び監理	建築工事の請負、設計、施工及び監理
(3) 設立年月日	昭和 55 年 2 月 20 日	平成 20 年 2 月 1 日
(4) 本店所在地	茨城県つくば市高野台二丁目 3 番 6	栃木県栃木市新井町字岩井道 1001 番 2
(5) 代表者	代表取締役社長 本館 哲雄	代表取締役社長 佐野 秀男
(6) 資本金	50,000 千円	50,000 千円
(7) 発行済株式総数	100,000 株	1,000 株
(8) 純資産	144,187 千円 (単体)	50,000 千円
(9) 総資産	1,822,273 千円 (単体)	50,240 千円
(10) 決算期	12 月 31 日	12 月 31 日
(11) 大株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%

(注) 分割会社の概要は、平成 19 年 11 月 30 日現在の内容であります。また、新設会社の概要は会社分割の効力発生日時点での見込みとなります。

以 上